

議案第70号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点(番地先)	延長 (m)	幅員	最大(m)	廃止図
	終点(番地先)			最小(m)	
2-4021号線	岡 1058	27.80		3.00	1
	岡 1057 - 3			3.00	
2-4282号線	和田 513	422.90		2.30	2
	山王 1310			1.50	
1-3056号線	寺田 120 - 1	424.20		5.20	3
	寺田 141			3.50	
2-5134号線	清水 1 - 37	638.10		3.20	4
	清水 28 - 2			2.50	
2-5164号線	小泉 262	352.00		3.00	5
	清水 28 - 123			2.50	
2-5165号線	清水 276	204.00		2.50	6
	清水 281			2.50	
2-5218号線	小泉 1576	33.90		4.40	7
	小泉 1576			2.60	

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

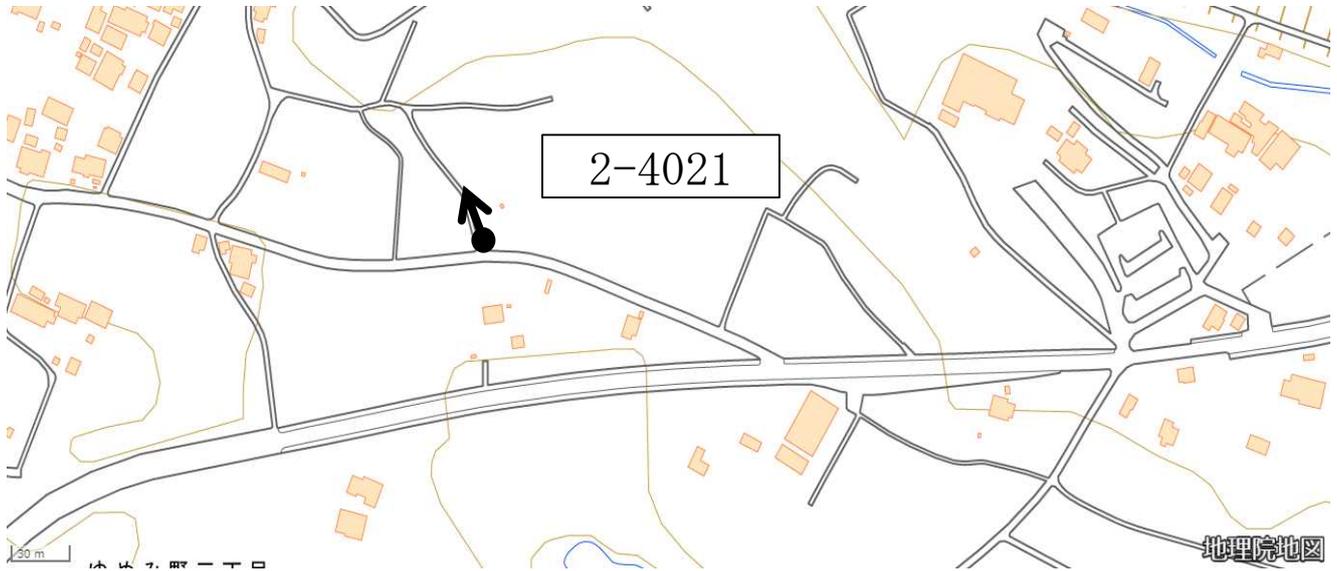
旧取手市区域と旧藤代町区域の道路台帳を統合したことに伴い、旧取手市及び旧藤代町それぞれで重複して認定していた区域境界線に係る市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2Jhf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

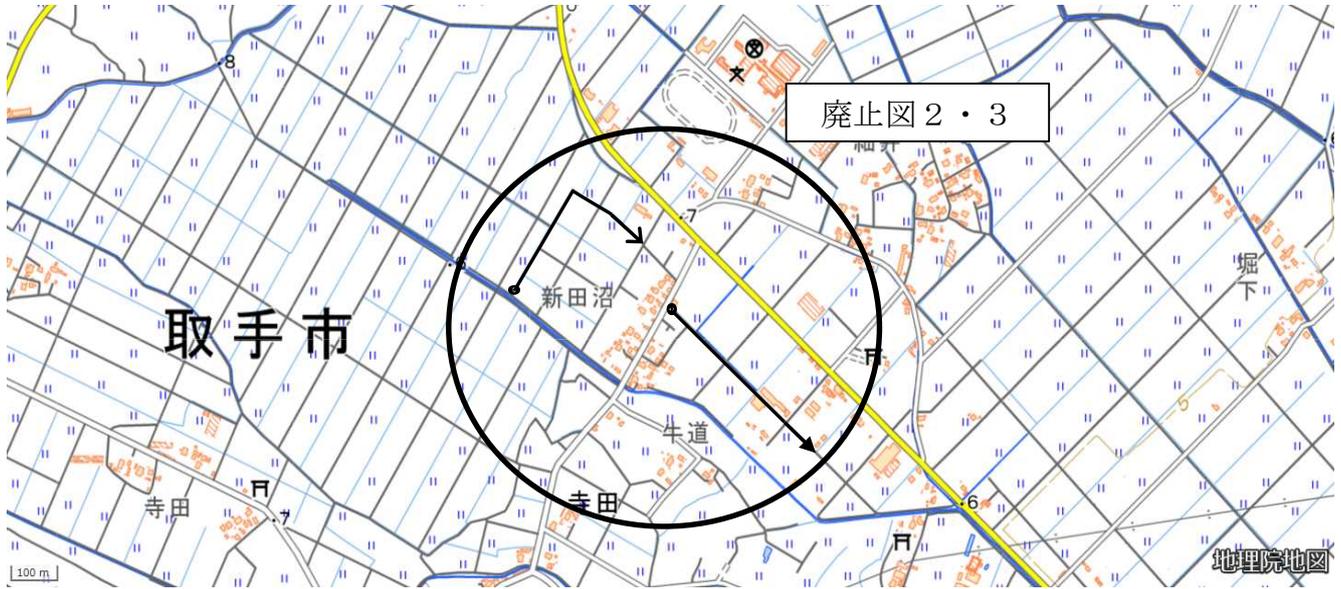
廃止図 1



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

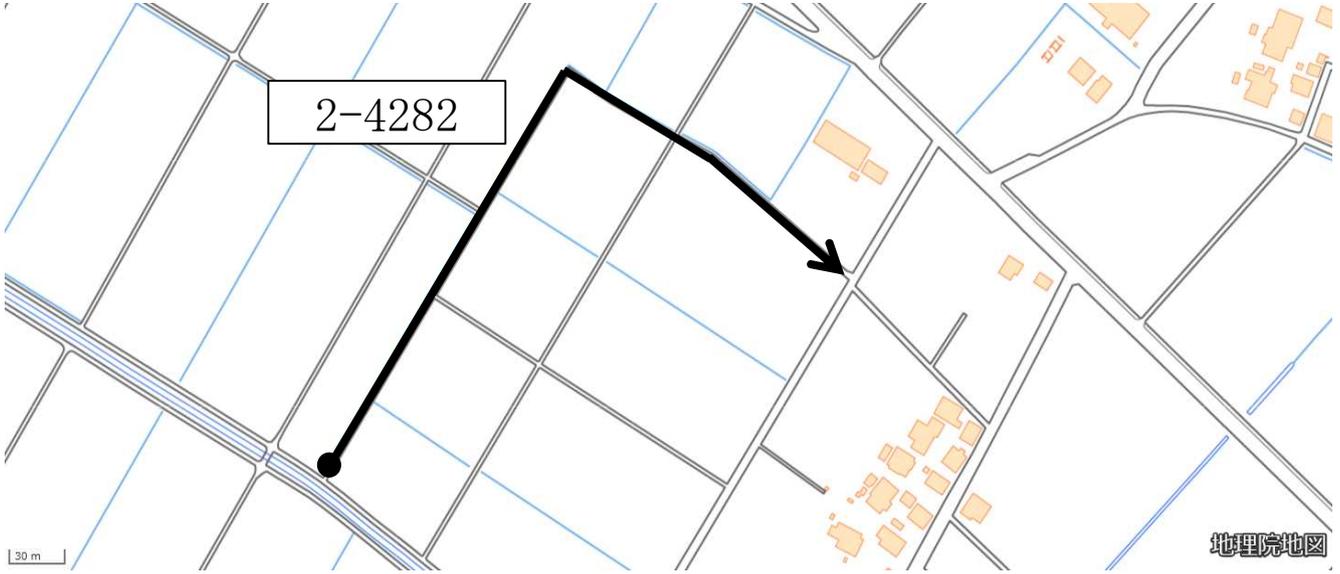
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4021	27.80m	3.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

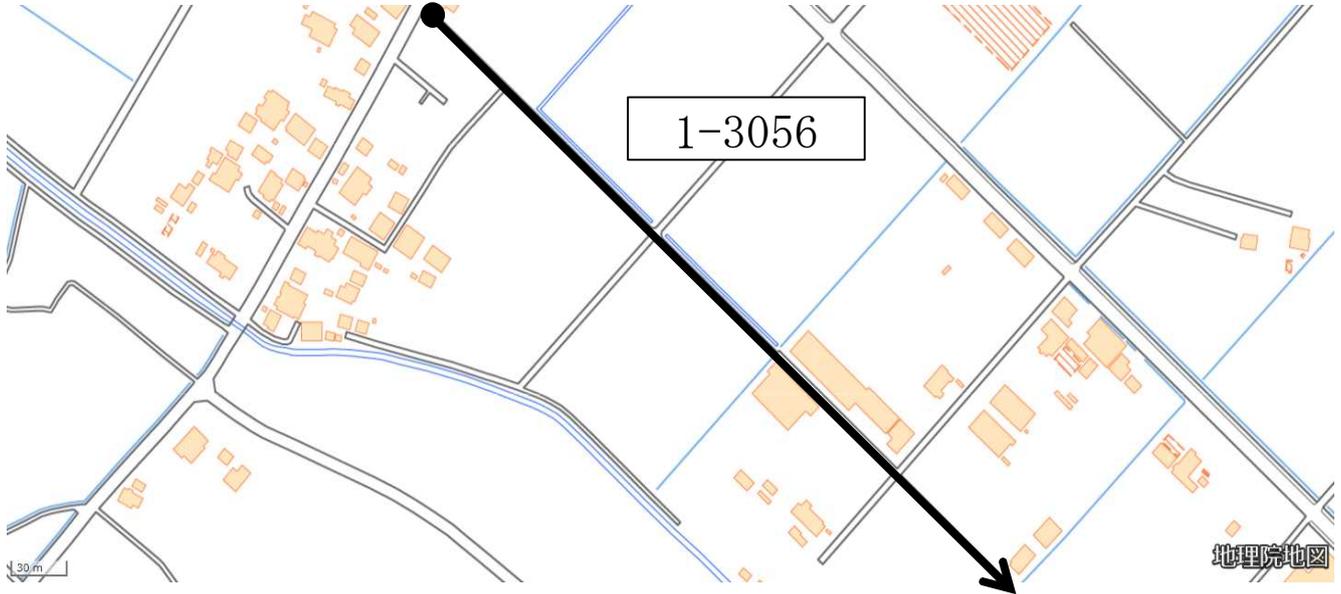
廃止図 2



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4282	422.90m	1.50m～2.30m
起点 ● ・ 終点 →		

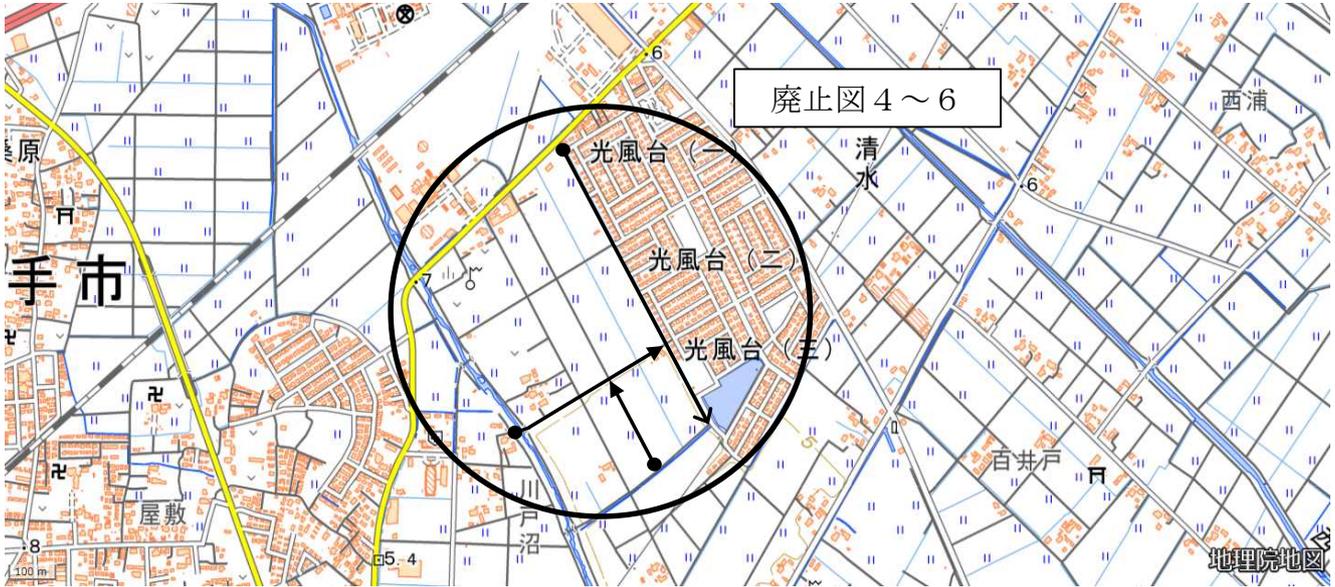
廃止図 3



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

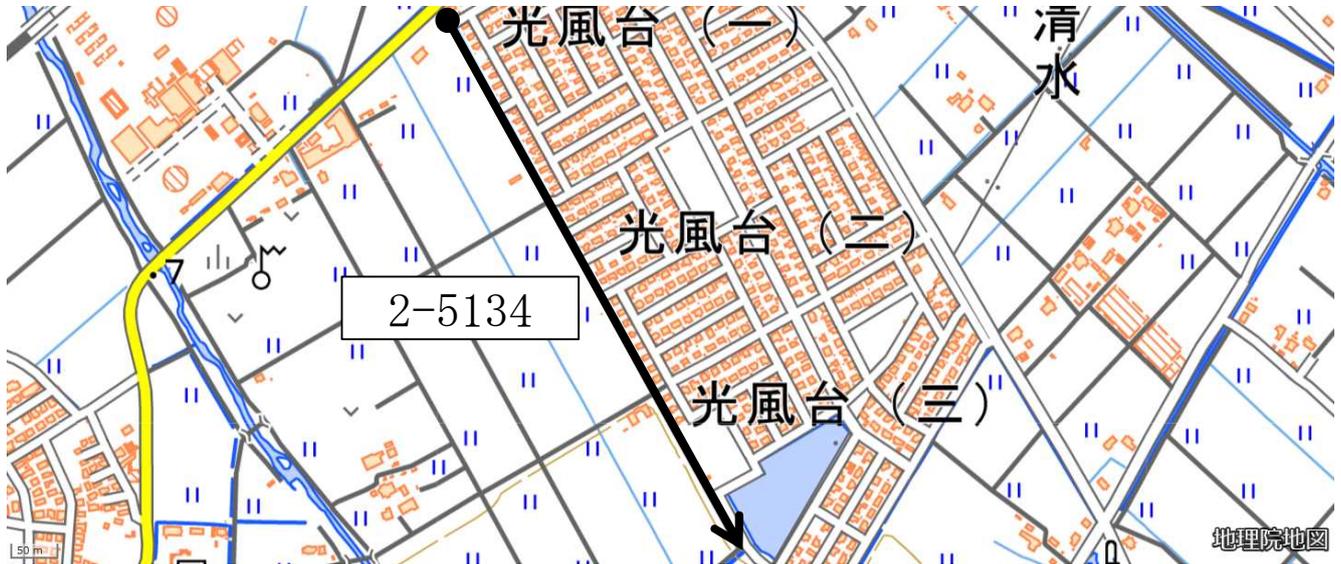
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3056	424.20m	3.50m～5.20m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

廃止図 4



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5134	638.10m	2.50m～3.20m
	起点 ● 終点 →	

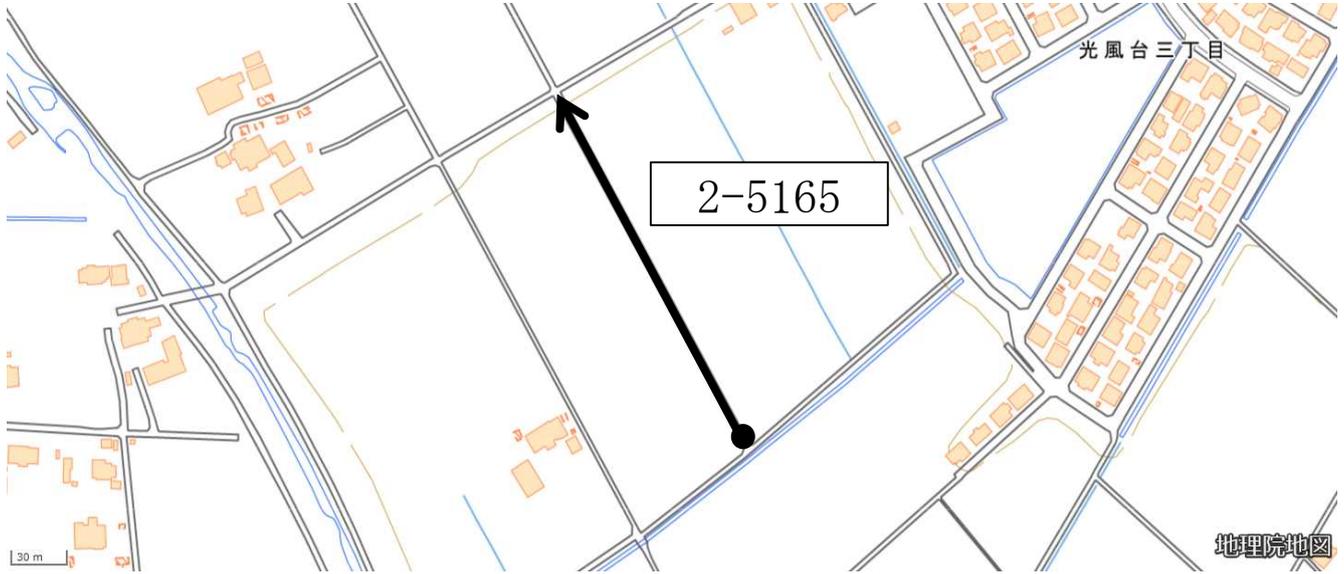
廃止図 5



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5164	352.00m	2.50m～3.00m
起点 ● ・ 終点 ➡		

廃止図 6



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

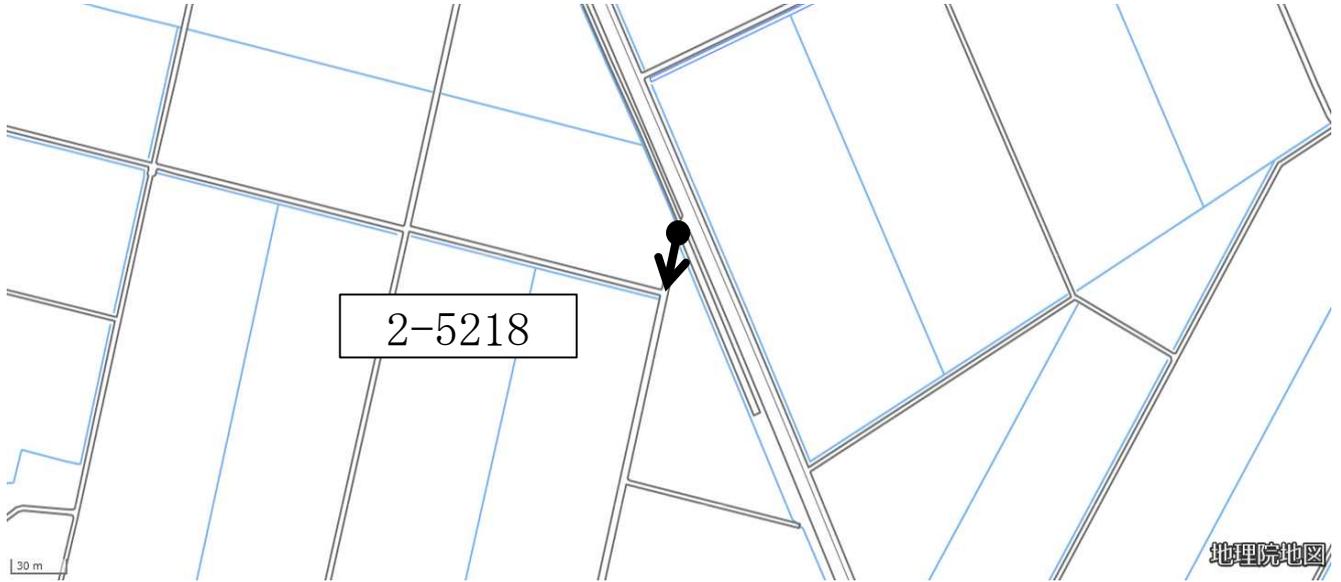
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5165	204.00m	2.50m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

廃止図 7



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 358
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-5218	33.90m	2.60m～4.40m
起点 ● ・ 終点 →		